

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第七編 国際労働運動

## 第三章 第一回世界労働組合会議

## 第四節 「戦後の再建と労働組合がただちにとりあげるべき要求」

この問題については最初にイギリスの全国鉄道労組の書記長C・N・ゲーリーが報告し、ついで多数の代表が発言した。とりわけ植民地諸国の代表が、強力で自主的な労働組合運動を植民地諸国にうちたてるための援助をつよく訴えるとともに、植民地の人民の民族自決ならびにこれらの原則の期限付履行を大西洋憲章調印国が宣言すべきことを要求して、「近代戦の主要原因は植民地に関する軋轢であるから、われわれはこの要求を力説するのだ」とのべたことが、注目される。論争点となったのは、ILOの問題で、アーサー・ディーキンがTUCを代表して、一定の提案の履行を確保するためにできるだけILOを利用するという保証を要請したのにたいして、CIOとソ連の代表団が反対したが、結局、「ILOに加盟している国は、他のあらゆる手段とならんで、ILOをつうじても綱領を実施すべく全力を尽すべきである」ということに意見の一致をみた。討論の結果、要旨次のような宣言が採択された。

一、連合政府は解放された諸国とナチスの迫害を受けた諸国人民を救済するため全力をあげるべきである。アンラは、労働組合と協議して活動すべきであり、かつ一層効果的な権限をあたえられるべきである。復員軍人、送還捕虜、ナチスにより強制拉致された労働者の就業の確保と平和生産への転換の計画化が必要であり、転換にあたっては労働組合の参加する公的統制が必要である。またファシズムとの闘いで生命を惜しまなかった人々の全部にたいして、無料の医療と疾病手当、永久的不具者にたいしては終身手当が与えられるべきである。

二、戦後世界は、民主主義と文明を破滅から救うために戦ったすべての人にふさわしいものとして、再建されなければならない。労働者は、経済的奴隷状態から解放される権利と、十分でかつその労働にふさわしい収入を獲得する権利を、主張する。諸国政府は一切の男女に適正な賃金の適当な仕事を保証すべきであり、住宅のすみやかな再建、労働組合の参加のもとにおこなわれる食料・衣服の価格ならびに配給の統制、賃下げなしの週四〇時間制、国家と雇用主が醸金し、労働組合が管理に参加する包括的社会保障制度、がおこなわれることを要求する。

三、「多くの国とその属領では、私的独占の支配が産業の発達、民主主義的生活様式、国家の安全にとって脅威になっている。したがって独占の搾取から公衆を保護するため、その国に広くおこなわれている政治、経済状態に適切な行動をとるべきことを諸国政府に要求する。」

四、以上の要求の完全な実現は、政治・経済の分野における国際協力の成否にかかっているが、この協力を効果的、持続的にするものは、友好的協力関係にある力強い労働組合運動の各国における存在である。本会議は、労働組合を各国で自由に設立することをぜひとも保障したいと考えており、必要な場合には、世界労働組合運動があらゆる

る権限を働かせて、その権利を承認させるために尽力するであろう。

五、最後に本会議は次のような「労働組合と労働者の基本的権利の憲章」を宣言する。

(イ)働く人びとは、労働組合を組織し、団体交渉をふくむあらゆる正常な労働組合活動に自由に従事することができる。

(ロ)働く人びとは、協同組合その他の共済団体を自由に設立することができる。

(ハ)言論、出版、集会、宗教および政治結社の自由がなければならない。

(ニ)人種、信条、皮膚の色、および性を理由とするいっさいの経済的、政治的、社会的な差別待遇を撤廃し、この意味で、同一労働同一賃金の原則が確立されなければならない。青年が一人前の仕事をしている場合には、一人前の賃金を受取るべきである。

(ホ)教育と職業の機会をすべての国民に平等にあたえるべきである。

(ヘ)仕事を求めるすべての人びとに、適当な賃金で適当なつとめ口があたえられなければならない。

(ト)いかなる生活環境においても、必要な場合には、社会的、経済的に保障する適正な保護がすべて市民にあたえられなければならない。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---